

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

有限会社 フレックス

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和7年6月1日～令和8年5月31日)

記

- | | | |
|---|---|------------------------------------|
| 1 | 令和5年6月1日付け派遣労働者数 | 2人 |
| 2 | 派遣先事業所数（実数） | 2件 |
| 3 | 労働者派遣に関する料金の平均額 | 20,750円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）) |
| 4 | 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 15,751円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）) |
| 5 | 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 | |

24.1%

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業管理責任者 TEL 045-341-0257

＜教育訓練の内容＞

新入社員研修、CAD操作の基本・実践、機器操作研修、リーダー就任研修、等

- 7 法第30条の4 第1項の労使協定について
締結している（終期 令和9年3月31日）
＜協定対象派遣労働者の範囲＞
「生産関連の職業（塗装・製図を含む）」